

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

| | 所管課名 | 砂防課 | 整理番号 | 2-406 |
|---------------------------|---|-----|------|-------|
| 処分の種類 | 許可の取消、原状回復命令等 | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 長野県砂防指定地管理条例第18条第2項 | | | |
| 処分の概要 | 砂防指定地内の許可行為について、治水上砂防のため必要であると認める場合、許可の取消、効力停止、条件変更、新たな条件の付与、工事その他の行為の停止、原状回復その他必要な措置を講ずることを命じるもの | | | |
| 処分基準 (未設定の場合 はその理由) | 未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】 行政手続法の施行に伴う地すべり等防止法における処分の審査基準等の策定について (平成6年9月28日建設省河傾発第44号) | | | |
| 基準の制定根拠 | 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(平成6年9月30日建設省河政発第52号) | | | |